

第5回 「市制移行後の議決事項等について」 問市制移行準備室 (☎358-3248)

町では、平成28年の「市制移行」の実現に向けて、市制移行準備室を中心に本格的な準備を進めています。7月号から「市になると変わる事」についてお知らせしており、5回目となる今月は「市制移行後の議決事項等」についてお知らせします。

Q. 市になると議決事項等はどのように変わるのか？

A. 議決を必要とする工事契約金額などが変わります。

議会には条例の制定や改廃など自治体の意思決定機関としてさまざまな議決事項があります。市になると、地方自治法等により工事などの契約および財産の取得売買について、議決を必要とする金額の基準が表のように変わります。

また、議会は市町村長の招集の告示により開会されます。議員に対して開会日時と場所を指定する招集の権限は市町村長にあります。招集の告示日に関して表のように変わります。

なお、議員定数は市町村の条例で定めるとされており、富谷町の現在の議会議員定数は20人となっています。

町と市における議決事項等の違い

項目		町	市
議決を必要とする事項	工事契約額など	5,000万円以上	1億5,000万円以上
	財産の取得 売買額	700万円以上	2,000万円以上
議会招集の告示日		議会開会日の	
		3日前までに告示	7日前までに告示